

「診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会」について

1. 検討会の目的

平成11年7月に医療審議会が取りまとめた「医療提供体制の改革について（中間報告）」を受け、医療情報の提供等の普及・定着に向けた環境整備が3年を目途に進められてきたが、本年度がその最終年度にあたること等から、医療情報の提供等の状況を把握・評価しつつ、今後の医療情報の提供等の在り方について検討する。

2. 主な検討事項

- (1) 医療情報の提供等の状況に関する把握・評価
- (2) 今後の医療情報の提供等の在り方について
 - ① 今後の医療情報の提供等の在り方における診療に関する情報提供等の位置づけについて
 - ② 診療に関する情報提供等の法的位置づけについて
 - ③ 診療に関する情報提供等に関するルールの整備について
 - ④ 診療記録の保存期間の在り方について
 - ⑤ 遺族に対する医療情報の提供等について

3. メンバー構成

別紙のとおりとする。

4. 検討会の位置付け

- (1) 厚生労働大臣の指示により、医政局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 事務局は、厚生労働省医政局医事課に置く。

診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会メンバー構成

飯 田 修 平 (社) 全日本病院協会理事

岩 淵 勝 好 産経新聞論説委員

◎ 大 道 久 日本大学医学部教授・日本診療録管理学会理事

菊 池 令 子 (社) 日本看護協会常任理事

坂 本 憲 枝 消費生活アドバイザー

櫻 井 秀 也 (社) 日本医師会常任理事

長谷川 友 紀 東邦大学医学部助教授

平 井 泰 行 (社) 日本歯科医師会常務理事

藤 原 静 雄 國學院大学法学部教授

(◎：座長)

診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会
 ー開催状況ー

回数	開催日	議事内容
第1回	平成14年 7月5日	診療情報提供の在り方について自由討議
第2回	12月26日	診療情報の提供等の状況について
第3回	平成15年 1月27日	医療情報の提供等の把握のためのヒアリング① ・患者の権利オンブズマン全国連絡委員会代表、NPO法人患者の権利オンブズマン理事長、弁護士：池永 満 氏 ・ご家族の医療事故を経験、医療安全対策検討会医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会参考人：稲垣 克巳 氏 ・東京SP（模擬患者）研究会代表、東京慈恵会医科大学総合教育非常勤講師：佐伯 晴子 氏
第4回	2月6日	医療情報の提供等の把握のためのヒアリング② ・社団法人日本医師会常任理事：西島 英利 氏 ・社団法人福島県歯科医師会会長：警田 雄一郎 氏 ・社団法人日本看護協会副会長：古橋 美智子 氏
第5回	2月27日	医療情報の提供等の把握のためのヒアリング③ ・社団法人全日本病院協会理事：飯田 修平 氏 医療情報の提供等の状況の評価について
第6回	3月11日	論点整理
第7回	3月25日	論点整理
第8回	4月28日	報告書案について
第9回	5月16日	報告書案について
第10回	5月29日	報告書案について
	6月10日	報告書公表

「診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会」について

1 検討会の目的と検討経緯

- 平成11年7月に医療審議会が取りまとめた「医療提供体制の改革について（中間報告）」を受け、医療情報の提供等の普及・定着に向けた環境整備が3年を目途に進められてきた。
- 平成14年度がその最終年度にあたること等から、医療情報の提供等の状況を把握・評価しつつ、今後の医療情報の提供等の在り方について検討するため、医政局長の私的諮問機関として検討会を設置し、平成14年7月5日から平成15年5月29日にかけて、10回にわたり検討会を開催。

2 報告書の概要

(1) 診療情報の提供等の状況に関する把握・評価について

- 医師会等において診療情報提供のための「指針」を作成するなど、自主的な取組みが進められてきている。
- 関係団体による各種調査によれば、医療機関における情報提供に関する理解や実際に診療記録の開示に取り組んでいる機関が増加しているなど、この3年間で診療記録の開示を含めた診療情報の提供は着実に進展している。
- しかしながら、国及び医療関係者の取組は不十分であり、医療機関によって対応にばらつきがあるなどの指摘がある。

(2) 診療情報の提供に関する法的位置づけ及びルール作りについて

【診療情報提供の法制化について】

- 患者と医療従事者が診療情報を共有し、患者の自己決定権を重視するインフォームドコンセントの理念に基づく医療を推進するため、医療機関は、患者に診療情報を積極的に提供するとともに、患者の求めに応じて原則として診療記録を開示すべきである。
- 個人情報保護法が成立したが、同法が施行されれば、個人情報保護法の対象となる医療機関は、本人からの求めに応じて、原則として診療情報を開示する義務を負うこととなり、すでに多くの地方自治体で制定されている個人情報保護条例と合わせた個人情報保護法制も含めて、診療記録の開示を含めた診療情報の提供についての法的基盤が整ったこととなる。
- その上で、患者のアクセス権を保障する必要性から、あるいは、個人情

報保護法では対象とならない遺族による開示などについて、個別法による法制化を求める意見があった。

- 一方で、個人情報保護法により医療機関が原則として開示義務を負うことを前提にすれば、これに加え個別法による法制化を行う必要性は乏しく、遺族への開示などについては、法律で一律に決めるのではなく、医療機関の自主的な取組を促進すべきといった意見があった。
- いずれにしても、個人情報保護法の施行までの間においても診療情報の提供を促進し、また、個人情報保護法の対象外である一定の小規模医療機関や遺族への開示についても促進するため、まずは、情報提供等に関して各医療機関が則るべき運用指針（ガイドライン）を策定すべき。
- 今後、環境整備の状況や診療情報提供の進捗状況等を適宜把握し、評価を行った上で、必要な措置について検証していく必要がある。

【診療記録改ざんについて】

- 診療記録の字句などを不当に変える改ざんはあってはならず、状況に応じて、厳正な司法処分や行政処分が求められる。
- 改ざん防止措置について「法的に整備すべき」との意見があったが、「改ざんであるか否かの判断は実際には困難であることが多いことから、法的な対応は困難であり、むしろ、記録の修正の在り方を明確に示すべき」との意見があり、この問題については、別途慎重な検討を要する課題と考える。